

令和7年度 第6回牧区地域協議会

日時：令和7年9月16日（火）

午後6時30分～

会場：牧区総合事務所 3階 301会議室

次 第

1 開 会

2 挨 捶

3 報告事項

(1) 牧湯の里深山荘の条例改正の事前説明について・・・・・・・・・・・・ 資料No. 1

(2) 令和7年度地区懇談会の開催結果について・・・・・・・・・・・・ 資料No. 2

4 自主的な審議

(1) あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」について・・・・ 資料No. 3

5 その他（連絡事項）

(1) 次回会議の開催予定日について

6 閉 会

牧区地域協議会
事前説明資料

令和7年9月16日

観光振興課

1 改正理由

(1) 現行条例と実態の乖離

- ・ コロナ禍以降、試行的に行った現行の営業時間等が定着
- ・ 利用実態を踏まえた現行の利用時間や休館日への条例改正が必要
- ・ 法令改正により、祝祭日の設定が変化

(2) 物価が大幅に上昇

- ・ 物価や人件費の高騰により、コロナ禍前と比較し、管理費が大幅に増加しており、効率的な運営が必須

(3) 人材確保が困難

- ・ 各施設では従業員の確保(料理人など)に苦慮
- ・ 現行の規定では、多くの従業員を確保する必要があり、指定管理者が運営に苦慮

利用実態や様々な環境変化の中で、指定管理者の創意工夫のもと、施設の効率的な営業に務めてきたところ

→ 一方で、条例と実態との乖離が生まれており、これを整理するため、規定を整理するもの

2 改正内容

- 休館日、利用時間について、現状の施設の営業時間等に合わせて改正するもの

(1) 休館日

区分	現条例	改正(案)
休館日	1月から2月までの間で指定管理者が市長の承認を得て定める期間とする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。	火曜日及び水曜日とする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(2) 利用時間

区分	現条例	改正(案)
大浴場	<p>午前10時から午後7時まで ただし、次に掲げる者の利用にあっては次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 広間、交流研修室又は会議室を利用する者 午前10時から午後9時まで</p> <p>イ 和室の宿泊利用をする者 午後4時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前9時まで</p>	<p>午前10時から午後7時まで ただし、次に掲げる者の利用にあっては、次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 広間、交流研修室又は会議室を利用する者 午前10時から午後9時まで</p> <p>イ 和室の宿泊利用をする者 午後3時から午後10時まで及び翌日午前6時から午前9時まで</p>
体験室	午前10時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで
広間、交流研修室及び会議室	午前10時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
和室	<p>ア 日帰り利用 午前10時から午後3時(宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後7時)まで</p> <p>イ 宿泊利用 午後4時から翌日午前9時まで</p>	<p>ア 日帰り利用 午前10時から午後2時(宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後7時)まで</p> <p>イ 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで</p>
ゲートボール場	午前10時から午後5時まで	午前10時から午後5時まで

令和7年度 牧区地区懇談会 意見等の概要及び回答結果一覧

資料No.2

【開催概要】

開催日	会 場	参加人数			意見等 の数
			男性	女性	
8月5日(火)	原生活改善センター(原集会所)	10	8	2	7
	棚広新田集会所	6	5	1	5
8月6日(水)	沖見会館	9	9	-	8
	川上会館	10	10	-	7
8月7日(木)	牧コミュニティプラザ	17	16	1	14
	計	52	48	4	41

【分野別意見数】

分野	意見数	分野	意見数
渴水対策	10	除雪対策	2
移住・定住促進	9	公共交通	2
道路管理	6	社会福祉	1
地域振興	3	鳥獣被害	1
市民生活	3	空き家対策	1
農村振興	2	観光振興	1
		計	41

※次頁以降の一覧表において、意見等の内容が重複したものはまとめて記載したため、上記の「意見等の数」と一致しません。

No.	区分	ご意見・ご質問	市の回答
1	渇水対策	牧コミュニティプラザや牧湯の里深山荘が給水スポットとなっているが、その水はどんな目的で使われているのか。	節水対象区域にお住まいの市民の生活用水として利用されています。
2	渇水対策	宮口から高土地区へ仮設配管工事をしているが、牧区の水は大事な資源なので、外に持っていくのが心配だ。 【同様のご意見有】	高土区と清里区の生活用水を確保するため、宮口地内から水道仮設工事を行い、8月1日から供給を開始したところです。渇水が収まれば、元の状態に戻す予定としています。なおガス水道局南部営業所では、牧区の水源量は十分であり、高土区等へ供給しても、牧区における水道利用に影響がないことを把握しているとのことです。
3	渇水対策	牧区は節水の対象区域外だが、全市一律でプールを休止しており、牧プールも使えずに子どもたちの遊ぶ場所がない。全市的には渇水でも、牧区でプールが使えば、多くの人が訪れるし、牧の魅力として知ってもらえるのではないか。	水を大量に使用するプールの休止は、渇水という災害を受けての対応ですので、ご理解くださるようお願いします。
4	渇水対策	干ばつ災害の復旧補助事業は行われる見込みか。補助事業が行われても、年内に復旧作業を終わらせる必要があるが、現時点の状況では、ため池に水がないので復旧作業が行えない。期限の延期を検討してほしい。また、被害の現地調査を稻刈りの前にできないものか。	干ばつにより保水能力が低下した水田の復旧を支援する補助事業を計画しており、農地の被害調査を順次実施する予定です。復旧作業については、来春の耕作に必要な水の確保や融雪災害の防止を図るため、年内に作業を終えていただく必要があると考えています。 ※上越市議会令和7年9月定例会での補正予算案議決をもって正式に決定となります。
5	渇水対策	干ばつによる農地災害復旧作業は個人でも請け負えるようにしてほしい。入札参加資格がある業者でないといけないのか。	干ばつによる農地災害復旧作業の請負業者は、入札参加資格の有無は問いませんので、例えば、生産組合や重機組合などへの発注は可能ですが、個人は対象としておりません。
6	渇水対策	ガス水道局に確認したところ、牧区内の給水スポットは牧区の市民も給水して良いとのことであったが、それで良いか。公平性を考えると、誰でも給水できるのが正しいのではないか。 【同様のご意見有】	原則として、渇水に伴う節水対象区域にお住まいの市民に給水していただくことを想定しています。市ホームページでも「節水対象区域外の方のご利用はご遠慮ください」と表記し、明確に禁止するものではありませんが、趣旨をご理解くださるようお願いします。

No.	区分	ご意見・ご質問	市の回答
7	渇水対策	節水対象区域内の市民は市の温浴施設利用が無料となっており、区内では深山荘が対象施設だが、身分証の提示は求めていないと聞いた。コミュニティバスの無料券をもらうには身分証を提示しなければならないのに、不公平な扱いではないか。	施設の利用時に住所・氏名を記入していただくことで、渇水に伴う節水対象区域内の市民であることを自己申告していただいている。災害時の緊急的な対応ですので、ご理解くださるようお願いします。
8	渇水対策	花角知事が、渇水の復田に力を入れるという発言をした。田のひび割れの調査等はどのように行われるのか。	令和5年度と同様の対応になる予定です。稲刈り後には場現地で規定以上の深さの亀裂があることを確認します。
9	移住・定住促進	親族が移住を希望しているが、灯の回廊の際に牧区を訪れたとき、雪の多さに驚き、子どもの通学などが心配になっている。定住支援コーディネーターが着任したので、相談に乗ってもらい、そのような不安を一つずつ解消していければよい。	定住支援コーディネーターは牧区へのUターン移住者であり、雪の暮らしについても承知していますので、ぜひご相談ください。また現在は、地域の素朴な姿をSNSで発信し、牧区に住みたい、仲間になりたいという人を呼び込もうとしていますので、地域の方々から色々な情報をいただきたいです。
10	移住・定住促進	地域の維持や活性化に向けて、地域おこし協力隊について勉強する機会を持ちたい。市にお願いすれば説明に来てくれるか。	地域おこし協力隊について検討したいという地域には適宜ご説明と話し合いの支援に伺っていますので、ぜひお声がけください。
11	移住・定住促進	町内会長連絡協議会から「町内に外国人が住んでいるか」などを問うアンケート調査が郵送で届いた。市は、外国人を積極的に呼び込もうとする考えはあるのか。	外国人を積極的に呼び込む、また逆に呼び込まないとする明確な考えは持ち合わせていません。大事なのは町内会のルールを守ってもらうことだと思いますので、そのような情報を収集して発信していくことも大事だと考えています。
12	移住・定住促進	高尾集落ではここ数年で移住者が多いと聞くが、その要因は何か。またその方々は、一軒家を借りているのか。	(高尾在住の参加者の方) コロナ禍前に「お茶飲み散歩」という取組を行っていたことがあり、そこに参加した方が高尾の住民との触れ合いを通じて住んでみたいと思うようになったことが理由ではないかと考えています。家は、空き家を取り壊して新築した方もあります。
13	移住・定住促進	町内にも空き家になったところが何軒かある。住んでいた方が介護施設に入所したためだが、存命のうちはまだ取り壊すことはできないという話である。こういう空き家を活用して移住者を増やしていくことは考えられるか。	牧区に住みたい人を呼び込もうとしても、住む場所がないと移住につながらないので、空き家の情報整理は必要だと考えています。市では「空き家バンク」を運営していて、売りたい物件を登録するのですが、牧区の登録物件はない状況です。空き家について、「売りたい」「貸しても良い」「リフォームしても良い」など、持ち主の意向に応じた情報を整理することも必要だと思います。今後、可能な範囲で把握していきたいので、その際は町内会長の皆さんからもご協力をいただきたいと考えています。

No.	区分	ご意見・ご質問	市の回答
14	移住・定住促進	牧区内にある市営住宅の空き状況は。	令和7年8月31日時点で、市営柳島住宅で2室、小川特定公共賃貸住宅で3室、荒井特定公共賃貸住宅で3棟が空いています。
15	移住・定住促進	昨年、町内にあった空き家2軒が売れ、市内の方が移住してきたが、町内会のルールをよく理解されていなかったので、問題が生じた。その際は話し合って理解してもらえたが、事前に町内会のルールをよく周知しておく必要があると感じた。	移住する方、特に都市部から来られる方は、こちらでは当たり前と思っていることがそうではない場合があります。「町内会って何ですか」「(共聴組合費等で)テレビを見るのなぜお金がかかるのですか」という話があると聞きますので、トラブルを防ぎ、スムーズに移住していただくためにも、移住者を受け入れたい町内会では、ルールや参加してもらう必要がある行事などについて、可能な限り明らかにしていただきたいと考えています。またそのような情報を収集させていただき、移住相談があった場合のご案内に活用したいと考えています。
16	移住・定住促進	牧区内に移住した人数を教えてほしい。	移住者の正確な人数は把握していませんが、毎年、世帯で転入されている方々がいらっしゃると認識しており、Uターンの若者もいると聞いています。
17	移住・定住促進	定住支援コーディネーターを新たに配置したことだが、農業を志す移住者の呼び込みもしてほしい。	市内では移住した若者がベテラン農業者から指導を受け、農業経営を引き継いで就農した事例があります。この度、牧区でも定住支援コーディネーターを配置しましたので、農業の後継者確保につながる情報を発信していきます。
18	道路管理	人手が足りなくなり、町内の道路や農道の草刈りが大変になっている。草刈りに対する支援はあるか。	原則として、県道は県で、市道は市で管理することになっており、市道の場合は業者や地域へ委託することで対応しています。また、地域での草刈りには中山間地域支え隊というボランティア派遣制度があります。ボランティアの派遣を確実にお約束するものではありませんが、まずはご相談ください。また、道路の草刈りは原則として機械による作業ですが、負担軽減を図るため、除草剤の使用が認められないか、板倉区総合事務所と相談します。
19	道路管理	市道の草刈りは、お願いすれば対応してもらえるのか。	現地の状況により検討しますので、まずはご相談ください。
20	道路管理	草刈りの助っ人隊に参加するには講習を受ける必要があると聞いたが、どのくらいの費用がかかるのか。	草刈り助っ人隊は刈払機を使用するので、請け負うには刈払機取扱作業者安全衛生講習を受講し、修了する必要があります。講習費用は研修機関により異なるようですが、1万6千円程度と聞いています。

No.	区分	ご意見・ご質問	市の回答
21	道路管理	降雪期が終わってから半年近くになるが、市道は傷んだままの場所がある。	市道の状況を確認し、個別に対応を進めさせていただきます。
22	道路管理	国道405号線では、除雪による損傷個所が多数あるので、修繕してもらいたい。	国道405号線の管理者である新潟県におつなぎします。
23	道路管理	国道405号線で柳島落田間は修繕工事が行われて綺麗になったが、落田から先は予定はあるものの、実施時期は未定と聞いている。修繕を実施した場所としていない場所の差が激しいので、早く対応してほしい。	県で徐々に工事を進めていくと聞いていますが、ご意見をおつなぎします。
24	地域振興	牧中学校の統合後の利活用についてはどのようになるのか。統合の準備とともに検討してほしい。	牧区地域協議会で自主的審議事項として取り扱うことが決定していますので、牧区総合事務所としての意向も含めて検討していただきます。
25	地域振興	(総合事務所からの問い合わせ)令和9年4月に牧中学校が雄志中学校に統合されることに伴い、今後、校舎の利活用を検討していくこととしていますので、アイディアがあればお聞かせください。	次のようなご意見がありました。 ・民間企業が入ることはできるか。 ・立地条件が良いので、総合事務所や診療所など主要な施設をまとめて移転すると各種用事が一か所で済み効率が良くなりありがたい。 ・全国では、水族館やホテルに転用している例もある。 ・合宿所として利用するのはどうか。
26	地域振興	地域独自の予算事業は牧区ではどのように活用されているか。	牧振興会の高齢者外出支援事業のほか、新規での取組は数件ありますが、大半は地域活動支援事業から継続されている取組です。 本制度は補助金活用だけでなく、市に対して「このような取組が必要ではないか」という提案が可能な仕組みになっています。全ての提案の実施をお約束するものではありませんが、まずはお気軽にご相談ください。
27	市民生活	棚広新田では、携帯電話の電波状況がどの通信事業者も非常に悪くてつながらない場所があるので、改善してもらえないか。	市の情報管理部署で市内の不感地域を把握しており、棚広新田がそれに含まれているか確認した上で、通信事業者への改善要望ができないか検討します。住民の皆さんとしても、各通信事業者のホームページで電波状況の改善を要望できるので、そちらでの要望もご検討ください。
28	市民生活	飲み物等の包装の段ボールは、細かいため、ひもで縛らずに箱に入れてゴミ集積所に出したところ、回収業者に持って行ってもらえないかった。	細かい段ボールでも、ひもで縛っていただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

No.	区分	ご意見・ご質問	市の回答
29	市民生活	沖見地区の人口や世帯数はわかるか。	住民基本台帳によると、令和7年8月1日時点で177世帯・278人です。（沖見の里入所者を含みます）
30	農村振興	ヨモギの生産をしているが、JAの納品規格は葉こきから乾燥までが必要で大変。収穫したままで納品できるようになれば良い。	JAからは、ヨモギ自体の需要は大変旺盛で、供給量が全く足りていないと聞いていますが、生産者からは、モグサとしての加工が大変だと伺っています。JAに、納品規格の種類を増やせないか相談します。なお、板倉区では福祉事業所と連携してヨモギを出荷している例があるように、他団体との連携や協力で負担軽減できる可能性があります。ヨモギの生産は農地の保全にもつながりますので、地域協議会における自主的審議事項のテーマ「農業・林業」に関わるご意見として参考とさせていただきます。
31	農村振興	雪下キャベツは牧区のどこで作っているのか。	棚広集落で生産しています。「深山姫」という商品名を集落内で公募したと聞いています。あるるん畑などで販売しているほか、地域独自の予算事業を活用し、2月に収穫体験ツアーを計画しています。
32	除雪対策	今冬の大雪で、災害救助法が適用になつても除雪業者が足りずに作業が間に合つていなかつた。除雪業者を増やすことはできないのか。	高齢化の進行で除雪業者も作業者が不足しており、牧区だけに限らない課題であると認識しています。なお、要援護世帯の除雪を請け負えるのは会社法人だけではなく、個人でも可能となっています。また、今冬の災害救助法適用時には、町内会でオペレーターを確保できる場合に限りますが、バックホーなどの重機の無償貸出を行いました。
33	除雪対策	除雪業者の重機では自宅の敷地内を通ることができず、小さな除雪機を持っている知人に除雪してもらつたが、このような場合も支援対象となるように柔軟に対応してほしい。	要援護世帯除雪費助成の対象世帯であることが前提ですが、災害救助法の適用に基づく除雪は、委託契約を締結することにより、個人の方にお願いしても支援の対象となります。3親等以内の親族による除雪は対象外となります。災害救助法に基づかない通常の要援護世帯除雪費助成も同様の取扱いとなります。委託契約の締結は不要です。
34	公共交通	予約型コミュニティバスを利用した母が、「親切にしてくれて大変ありがたい」と言つてゐた。今までバスを一切利用していなかつたが、実際に利用したらとても良かったので、今後も運行を続けてほしい。	ご利用いただき、大変ありがとうございます。これからも利用しやすいうように運行してまいりますので、ぜひ積極的にご利用ください。

No.	区分	ご意見・ご質問	市の回答
35	公共交通	予約型コミュニティバスの利用者は増えているか。	予約型コミュニティバスの利用者数は、令和5年度で1,883人、令和6年度で2,971人と増加傾向にあります。
36	社会福祉	障害者手帳を持っている人への市の助成制度はあるか。	各種支援制度の対象可否は、障害の程度や所得の状況等により異なりますので、ご相談ください。
37	鳥獣被害	8月4日月曜日に泉の墓地で子グマを2頭目撃したと聞き、生活道路の近くであるので、危機感を覚えた。総合事務所で普段からクマのパトロールを行ってもらうことはできないのか。	クマのパトロールは、現在は目撃の情報提供があった際に行っています。なお昨年は、県内でクマの出没件数が著しく多かった時期にパトロールを行いました。
38	空き家対策	空き家の定義はあるのか。住んでいなくとも、管理がされていれば空き家ではないのか。また、管理がなされずに朽ちてきたような空き家は行政代執行で処分できるのか。	空き家等対策の推進に関する特別措置法では、1年以上居住や使用がなされていないものを空き家とし、さらにそのまま放置すれば倒壊などの危険が生じる恐れがあるものを特定空き家としています。先頃、町内会長に特定空き家の報告をお願いしたところ、18件の報告がありました。個人の財産であるため、勝手に処分するわけにはいきませんので、特定空き家の所有者には、適切な管理や処分をお願いしています。なお、行政代執行は、人の生命や財産に危害が及ぶ場合などにおける最終的な手段です。
39	観光振興	牧ふれあい体験交流施設の利活用はどのような状況か。	施設を利用する際は事前の予約が必要ですが、地域の皆さんからはご利用いただきたいです。なお、施設は国の補助金を活用して整備した経緯があるため、原則として処分制限期間が経過するまでは用途を変更することができません。

自主的審議事項 あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」について

目指す姿

あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」

抽出した地域課題と解決に向けた取組の方向性
A:事務局当初素案 B:委員修正案

必要な取組

体制整備

各種取組を下支える体制の整備

体験・移住

- A) 牧区の姿に共感し、ともに地域に暮らす「仲間」を増やす
B) 自分の思いや願いをもち、ともに牧区で暮らす「仲間」を増やす

農業・林業

- A) 牧区の暮らしに根差した農業・林業を次世代につなぐ
B) 牧区の自然や社会にマッチした農業・林業を活性化し、次世代につなぐ

外出支援

- A) 誰もが安心して牧区に暮らし続けられる支え合いのチカラを紡ぐ
B) だれもが安心して牧区に暮らし続けられる支え合いをつくりだす

見出された必要な取組

牧区地域協議会の役割

- 把握した地域課題の解決に向けて地域内で話し合いを進め、必要な取組(解決策)を見出す
- 見出した必要な取組の主体となり得る人・団体(市を含む)に対して取組を促すべく、地域内での調整を行う
- 見出した必要な取組の展開状況を把握し、必要に応じて取組の見直しなどを行い、目指す姿の実現を図る



これまでの審議や取組、意見交換会や地区懇談会を通じて得られた意見を元に、牧区の目指す姿の実現に向けて必要な取組を洗い出し、関係しそうな団体等を検討する

テーマの名称

取組の方向性(ワンフレーズ)

次ページ以降の取組体系化資料の見方

テーマの取組方向性を表す一言(ワンフレーズ)を表しています

これまでの審議や意見交換などで提案された取組を体系化しています

これまでに見出された具体的な取組

取組の柱1

【●●●●】
追加

線で囲んだ範囲の取組に
関係しそうな団体等の名称を
表しています

取組1-1

R7地区懇談会

取組1-2

R7地区懇談会

取組1-3

R7第4回牧区地域協議会

取組の提案があった機会を
表しています

各取組の内容を表しています

取組の柱2

取組2-1

R7第4回牧区地域協議会

取組2-2

牧区地域協議会(意見交換会)

追加

追加したい取組の
掲載欄を空欄で設けました

取組に対する支援体制などを表しています

体験・移住

取組の方向性(ワンフレーズ)

- A) 牧区の姿に共感し、ともに地域に暮らす「仲間」を増やす
- B) 自分の思いや願いをもち、ともに牧区で暮らす「仲間」を増やす

これまでに見出された具体的な取組

「仲間」を受け入れる態勢の整備

区内で活用が可能な空き家の情報整備

区内の空き家を調査し、活用可能程度
(売買、賃貸、リフォーム可否など)を把握
してデータベース化する

【上越市】

移住者を受け入れたい町内会の情報収集・発信

町内会の特徴のほか、共同活動や負担金
の種類・金額等に至るまでの情報を収
集・発信する

牧区に移住した人との意見交換

R7第4回牧区地域協議会

牧区のどんなところに魅せられて移住を
決めたのか、実際に移住した人の声を聴
き、情報発信の基礎を固める

牧区体験コンテンツの強化

牧区の暮らしそのものに触れる体験機会の企画

実際に牧区に関心を持ってくれた方が、
牧区の暮らしそのものに触れる機会を企
画し、共感の深化を図る

【牧区ふるさと観光振興会】

【まきにいる】

【越後田舎体験牧・清里・板倉協議会】

仲間づくりに関わる若者とベテランの連携促進

牧区地域協議会(意見交換会)

牧区の暮らしだけの企画・実行態勢を強
化するため、これまでの知見を有するベ
テランと熱意ある若者との連携を促す

農業・林業

取組の方向性(ワンフレーズ)

- A) 牧区の暮らしに根差した農業・林業を次世代につなぐ
- B) 牧区の自然や社会にマッチした農業・林業を活性化し、次世代につなぐ

これまでに見出された具体的な取組

農業後継者の確保

おためし農業体験の受け入れ態勢強化

R7地区懇談会

農業後継者の確保につなげるため、牧区をフィールドにしたおためし農業体験の受け入れ態勢を強化する

【主要な農業者】

農地・山林のおためし貸与による活用の研究

第4回牧区地域協議会

牧区にある農地や山林をおためしで借り受けたい人を募集し、活用してもらうための方策を研究する

農林業収益力の向上

地域特産品のブランディングとPR促進

第4回牧区地域協議会

棚田米や雪太郎大根、雪下キャベツ、メープルシロップ、ぴりっ子などの特産品を牧区ブランドとして販売促進するほか、ふるさと納税返礼品登録を推進する

遊休農地の利活用

ヨモギや山菜の栽培拡大

R7地区懇談会

需要が旺盛なヨモギや人気が高い山菜を栽培拡大するための態勢を整え、収入確保と農地保全の推進につなげる

【主要な農業者】 【農業委員会】

イタヤカエデが植栽可能な土地の調整

牧区地域協議会

耕作放棄地となった農地でイタヤカエデの植栽に適した場所について、そのための土地利用調整を行うほか、**植林によるカーボンクレジットの取組を研究する**

外出支援

取組の方向性(ワンフレーズ)

- A)誰もが安心して牧区に暮らし続けられる支え合いのチカラを紡ぐ
- B)だれもが安心して牧区に暮らし続けられる支え合いをつくりだす

これまでに見出された具体的な取組

気軽に外出できる支え合い体制づくり

**【特定非営利活動法人牧振興会】
【上越市】**

高齢者の幅広いニーズに応じた外出支援

牧区地域協議会

特定非営利活動法人牧振興会が実施している高齢者の買い物支援を多方面に展開するための研究・協議を行う

ご近所で一緒に出掛ける支え合い体制づくり

第4回牧区地域協議会

ご近所の高齢者と温浴施設などに一緒に出かける機運を高めるとともに、取り組む人への支援策を研究する

予約型コミュニティバスの利用促進

R7地区懇談会

予約型コミュニティバスをもっと気軽に使えるよう、実際の利用例などをPRし、高齢者以外の人への利用促進を図る

みんなで集える居場所づくり

**【上越市】
【公民館】
【特定非営利活動法人牧振興会】**

中学生・高校生の居場所づくり

第4回牧区地域協議会

学校帰りなどで家族の迎えを待つ間、自習や友人との交流などができる「学生の居場所づくり」を研究する

気軽に集まれる地域の茶の間づくり

R7地区懇談会

高尾集落で行われていた「お茶飲み散歩」のように、気軽に誰もが参加できるお茶飲み会の実施について研究する